

新城市内で**空き家のリフォーム**をご検討中の方へ

空き家改修事業補助金

空き家を活用するために
必要な改修等に要する経費の
3分の2の額を補助します。

限度額
30万円



さらに

次の要件に該当する場合は
限度額に各10万円を加算

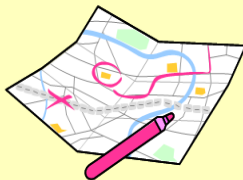
補助金交付額
最大**80万円**

10万円



居住誘導区域
地域中心核
内の空き家

10万円



重点対象地区
内の空き家

10万円



居住者が
若者夫婦

10万円



居住者が
子育て
世帯

10万円



新城
市外から
転入

【居住誘導区域】新城市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいいます。

【地域中心核】準都市計画区域及び作手総合支所から半径800メートル以内の区域をいいます。

【重点対象地区】新城市空き家等対策計画に定める重点対象地区をいいます。

【若者夫婦】居住者の世帯の中に夫婦関係にある者がおり、そのどちらかが若者（補助金の申請をする年度の末日において、満30才以下である者）に該当する夫婦をいいます。（申請者が貸主の場合を除きます。）

【子育て世帯】中学校修了前の子（出産予定の胎児を含む。）をもつ世帯をいいます。（申請者が貸主の場合を除きます。）

●補助対象事業が国、県又は本市の他の制度による補助金を受けている場合は、当該補助金の対象経費を補助対象事業費から控除します。

●補助金の交付は、補助対象空き家につき1回限りです。ただし、前回の交付の日より10年以上経過しており、新たな居住者が申請する場合を除きます。

●補助金は、予算の範囲内での交付となります。

●補助の対象となる空き家や事業、交付対象者については、裏面をご確認ください。

新城市建設部都市計画課

電話番号 0536-23-7640 E-mail toshi@city.shinshiro.lg.jp

■対象となる空き家（補助対象空き家）

居住その他の使用がされていない建築物で、宅地建物取引業者や協定団体が仲介し、次に掲げる要件を全て満たすものが対象となります。

- ☐ 改修等前又は改修等後の用途が、戸建て住宅又は店舗併用住宅であること。
- ☐ 日本産業分類大分類 K-不動産業、物品賃貸業のうち、中分類69-不動産賃貸業・管理業、細分類6921に定められた貸家業を営むために建設された建築物でないこと。
- ☐ 居住その他の使用の実績のある空き家であること。
- ☐ 空き家の売買契約又は貸借契約が成立又は成立する見込みがあり、かつ売買契約若しくは貸借契約が成立した日又は成立する見込みとなった日から起算して1年以内であること。
- ☐ 売買契約前及び貸借契約の場合は、空き家の改修等に関して書面による所有者の同意が得られていること。（申請者が所有者である場合を除く。）
- ☐ 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別計画区域、溢水・湛水等により災害の危険が大きいと想定される区域の空き家でないこと。
- ☐ 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築されたものであること。
- ☐ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅にあっては耐震基準を満たしていること又は補助金実績報告時点で耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了していること。
- ☐ 用途変更を伴うものは、変更後の用途が住宅、共同住宅、店舗併用住宅、店舗、事務所、福祉施設、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、その他市長が認める用途であること。

■補助金の交付の対象となる事業（補助対象事業）

補助対象空き家について市内業者が施工する改修等で、次に掲げるものが対象となります。

- | | |
|---|---|
| ☐ 居室、押入、納戸の改修等 | ☐ 台所、浴室、便所、洗面所の改修等 |
| ☐ 屋根、外壁等の防水にかかる改修等 | ☐ 階段の改修等 |
| ☐ 非常用照明器具、消防用設備の設置 | ☐ その他市長が認める改修等 |

※入所者が居住その他の使用を開始したことにより、新たに破損等し、改修等が必要になったものは対象外です。

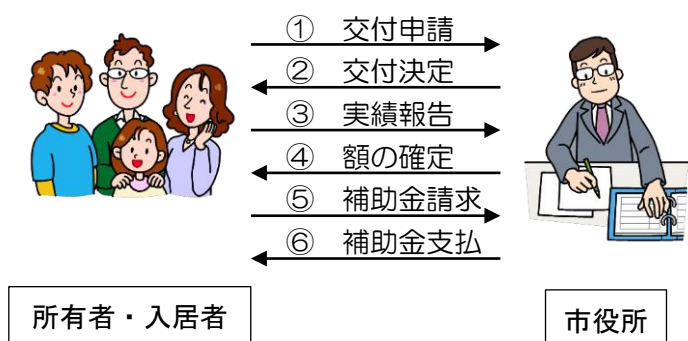
※市内業者とは、本市の区域内に事業所等を有し、建築業等を営む法人又は個人をいいます。（本店、支店を問いません。）

■補助金の交付の対象となる方（補助対象者）

補助対象空き家の所有者又は入居者が対象となります。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助を受けることができません。

- ☐ 補助対象空き家の所有者及び入居者並びにその同一の世帯に属する者が本市の市税の滞納者である場合
- ☐ 新城市暴力団排除条例（平成23年新城市条例第1号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団員である場合
- ☐ 補助対象空き家を居住の用に供する場合において居住者が補助金の交付の日から10年以上居住する見込みがない場合
- ☐ その他市長が適当でないと認めた場合

■申請手続きの流れ



【注意事項】

- 売買契約等が成立した日から1年以内に申請してください。
- 改修等の着手は交付決定後となります。
- 交付決定の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請が必要です。
- 改修等は、交付する年度内に完了してください。
- 補助金を直接事業者を支払う「代理受領制度」もご利用できます。